

津波災害警戒区域を指定しました

東日本大震災を踏まえ、「なんとしても人命を守る」という考え方のもと、将来起こりうる最大クラスの津波による災害に対し、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進するため、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行されました。

福島県では、同法に基づき令和7年3月28日に、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定しました。

安全な避難のため、津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、津波災害警戒区域（イエローゾーン）に囲まれた地域の外側や基準水位よりも十分に高い場所（建物など）へ避難してください。



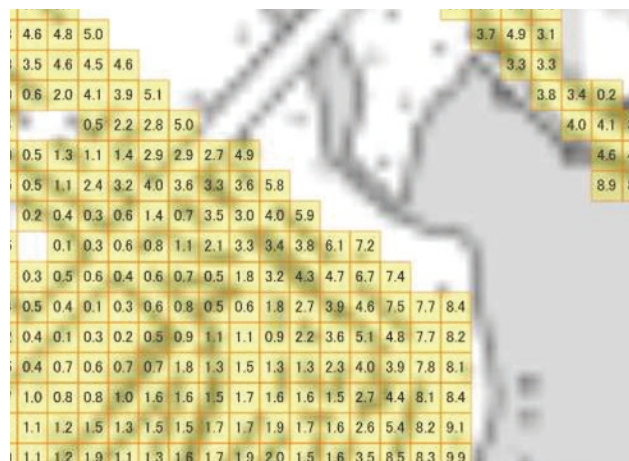
津波災害警戒区域（イエローゾーン）を確認するには？

県河川計画課のホームページで、市町ごとに区域図を掲載しています。

区域図では、10m四方の黄色メッシュ（網目）ごとに基準水位〈単位：メートル〉を表示しています。

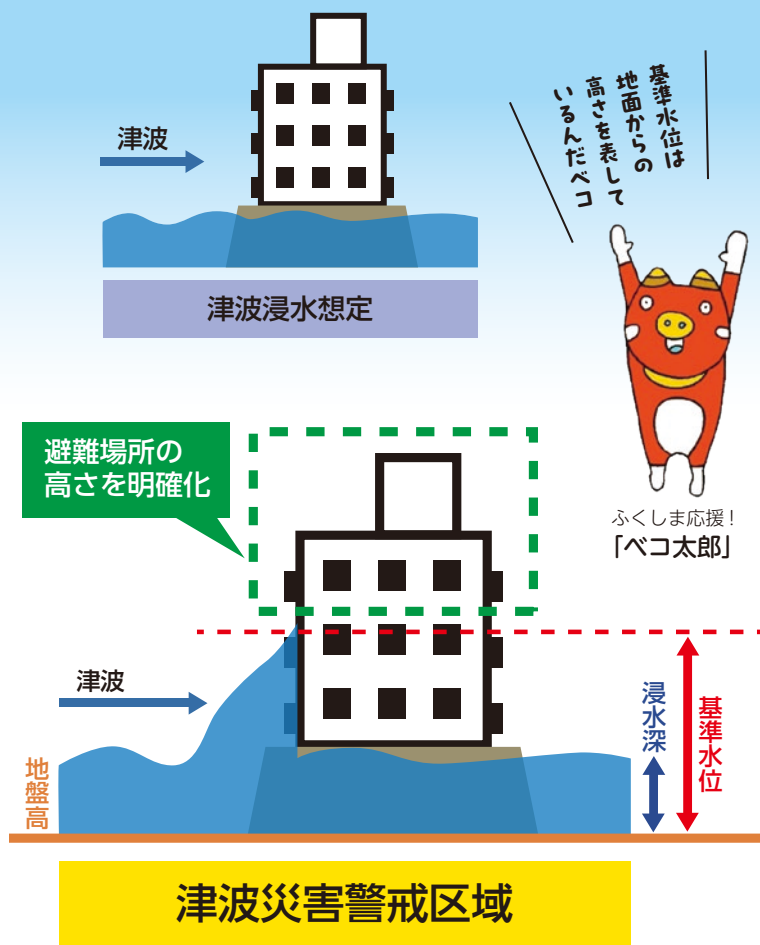
周囲と比較してわずかに標高が高いことなどにより、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ（基準水位なし）がいくつか点在する場合があります。

詳細は、県河川計画課のホームページで確認できます。

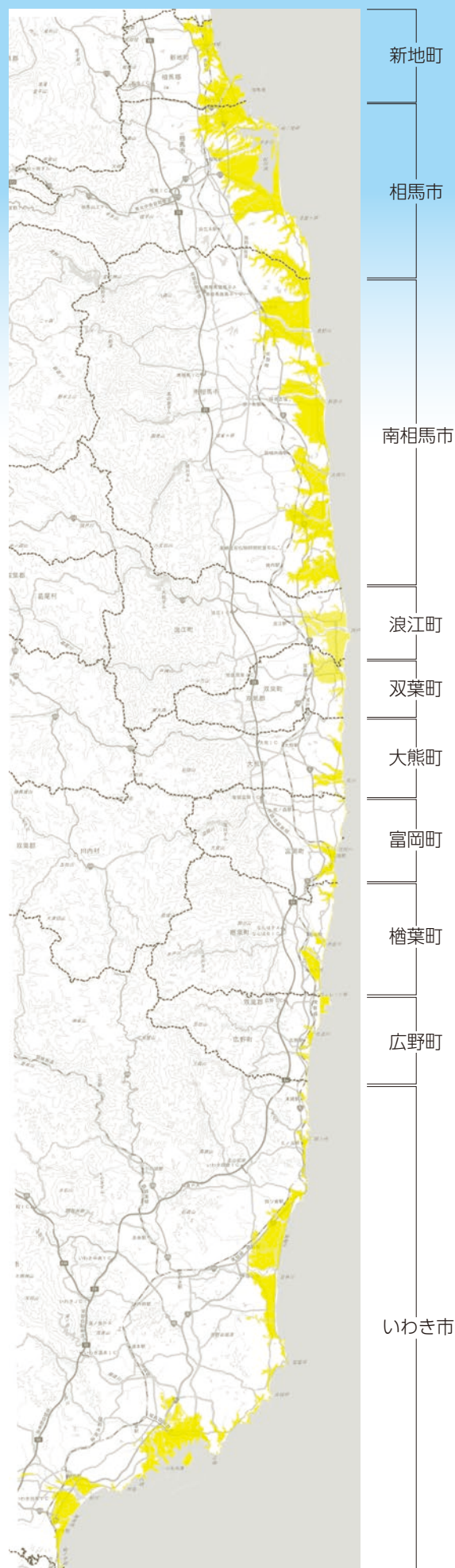


効果

今回の区域指定に伴い、建物などの影響（せき上げ）を受けた津波の高さ『基準水位』を明確にすることで、地域の方々の避難行動に役立つものになります。



津波災害警戒区域（イエローゾーン）全体図



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に！

- 津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安になります。
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階＋２階」に設置が必要となります（消防庁指針）。

（例）

津波浸水想定	0.3～1m	1～2m	5～10m
	↓	↓	↓
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ60cm以上	2階以上を 避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ6.5m以上

出典：国土省 津波防災地域づくりパンフレット

<問い合わせ先>

- ・県河川計画課 ☎ 024(521)7482
- ・県相双建設事務所管理課 ☎ 0244(26)1183
- ・県いわき建設事務所企画調査課 ☎ 0246(24)6102

イエローゾーン(津波災害警戒区域)とは

最大クラスの津波が沿岸に到達した場合の、浸水の区域(浸水域)及び水深(浸水深)を設定した「津波浸水想定」を踏まえ、津波による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備する区域として県が指定するものです。

津波災害警戒区域(イエローゾーン)では、住宅などに係る開発行為や建築の制限はありません。

社会福祉施設、学校、医療施設の所有者、管理者のみなさまへ

市町村地域防災計画において、避難促進施設として定められた場合は、避難確保計画を作成し、市町村長へ報告、公表することが義務付けられます。

また、作成した避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村長へ報告することが義務付けられます。

宅地建物取引業者のみなさまへ

宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内に位置する旨の説明が義務付けられます。

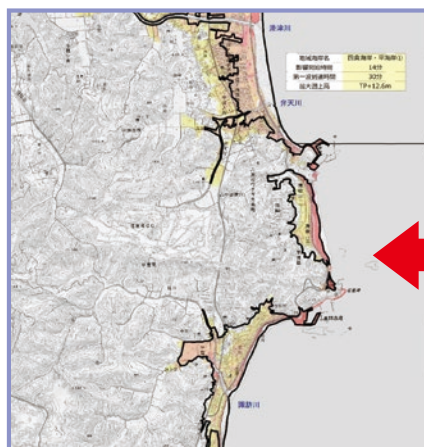


区域指定の範囲

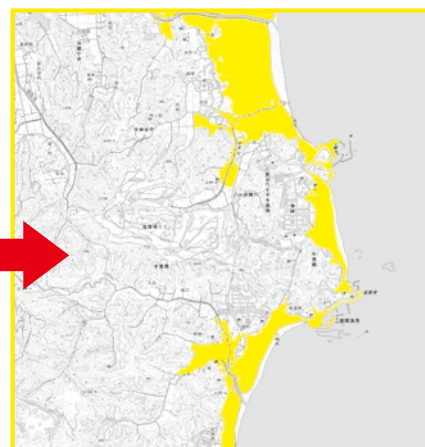
津波災害警戒区域に指定する範囲は、最大クラスの津波により浸水する範囲です(令和4年8月に公表した「津波浸水想定区域」と同じ範囲です)。

対象市町 10市町

いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町



津波浸水想定区域
(着色している範囲)



津波災害警戒区域
(イエローゾーン)

同じ範囲

津波はいつ発生するか分かりません。東日本大震災を経験した福島だからこそ、二度と津波で尊い命が失われることのないよう、しっかりと備えていくことが大切です。

このため、県では、「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」を新たに指定しました。この区域が示された地図には、津波が建物などをせり上げる高さが表示されており、避難すべき場所の高さが分かるようになっていきます。

ぜひ、この区域図を活用して、安全な場所を確認するなど、いざというときに適切な行動がとれるよう、日頃から備えていただきたいと思います。

知事メッセージ — Message —

津波から
大切な命を守るために

福島県知事 内堀 雅雄

